

平成 20 年 6 月 2 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コード番号：3825)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 三 田 徹
電 話 番 号 (0 3) 5 2 1 6 - 1 8 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 2 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大に備え、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の定員を削減するものであります。
- (3) 東京証券取引所が、上場会社の企業価値および国際競争力の向上を支援する観点から、企業行動に係る制度整備として、東京証券取引所の定める有価証券上場規程（以下「規程」という。）を改正（平成 19 年 11 月 1 日施行）し、企業行動規範として上場内国株券の発行者は、取締役会、監査役会または委員会および会計監査人を置く（規程第 439 条）ことが義務付けられたために、新たに「監査役会」を設置するとともに、第 6 章に「会計監査人」の追加を行うものであります。また、「監査役会」の設置に伴い、第 5 章「監査役」に所要の変更を、併せて行うものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条文の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 26 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 26 日(水)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております)

1. 現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～14 (省略)</p> <p>15. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設定)</p> <p>第30条 当社は、監査役を置く。</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～14 (現行どおり)</p> <p><u>15. 飲食店、劇場・興業場・遊園地等のレジャー施設及びスポーツ施設の情報提供サービス</u></p> <p>16. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、4名以内とする。</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第40条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第44条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現行定款	変更案
第6章 計算 第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 （条文省略）	第7章 計算 第 <u>45</u> 条～第 <u>48</u> 条 （現行どおり）